

## 私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、私立学校振興費補助金交付要綱（昭和37年岩手県告示第482号。以下「要綱」という。）第2の5に基づき交付する補助金について、補助金の算定方法等の取扱いに関する細目を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

### 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児 小学校就学の始期に達するまでの者であって、満3歳以上の者をいう。
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）をいう。
- (3) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けた施設をいう。
- (4) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法一部改正法による改正前の就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「旧認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項（保育所から構成されるものを除く。）若しくは新認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園をいう。
- (5) 幼稚園等 幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園をいう。
- (6) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項で規定する特定教育・保育施設をいう。
- (7) 学校法人以外の設置者 学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者をいう。
- (8) 学校法人等 学校法人、学校法人以外の設置者及び社会福祉法人をいう。

### 3 補助の対象とする幼稚園等の区分

次の各号に掲げる幼稚園等を設置する学校法人等に対し、補助金を交付する。ただし、社会福祉法人あっては、平成26年度において私立学校振興費補助金の交付を受けていた者に限る。

- (1) 特定教育・保育施設である幼稚園以外の幼稚園
- (2) 特定教育・保育施設である幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）
- (3) 幼保連携型認定こども園

### 4 補助金交付の対象除外等

補助金交付の対象となった学校法人等のうち、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為若しくは定款（以下「寄附行為等」という。）に違反した学校法人等は、補助金交付の対象から除外し、又は補助金の額を減額することがある。

なお、減額の対象及び減額の範囲は別紙1のとおりとし、補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについては、別紙2のとおりとする。

### 5 補助金の算定要素及び算定方法

#### (1) 財務状況の改善事業

要綱第2の5の(1)に定める「財務状況の改善事業」は、幼稚園等の経営の効率化や学校規模の適正化（入園定員の変更等）など経営改善に向けた計画を作成し、実施した幼稚園等を設置する学校法人及び学校法人以外の設置者に対し、次のとおり補助金を交付する。

##### ① 補助要件

第三者による評価を受けた経営改善に向けた計画を実施するという実態があり、次の要件を満たす幼稚園等とする。

- ア 事業活動収支差額比率 0 %以下
- イ 過去3年間、入園者数が募集定員を下回っている

② 補助金額

補助金額は定額とし、1園につき 25 万円とする。

③ 補助対象期間

最初に「財務状況の改善事業」として、補助金の交付を受けた翌年度までとする。

(2) 幼稚園教諭に係る一種免許状保有の促進事業

要綱第2の5(2)に定める「幼稚園教諭に係る一種免許状保有の促進事業」は、幼稚園教諭の一種免許状の保有の促進を図るという事由に基づき、専任教員を園の事業として認定講習等を受講させた幼稚園等を設置する学校法人及び学校法人以外の設置者に対し、次のとおり補助金を交付する。

① 補助要件

専任教員が免許法認定講習や大学等の公開講座等を受講した場合とする。(ただし、既に一種免許状を保有している専任教員は除く。)

② 補助金額

補助金額は定額とし、認定講習等を受講した専任教員 1人 1科目につき 2 万円とする。ただし、1園当たりの補助限度額を 6 万円とする。

なお、幼稚園等が、専任教員を園の事業として派遣した場合に対象とし、専任教員個人が自ら、園の事業とは別に受講した場合は補助対象外とする。

(3) 特色ある幼児教育振興事業

要綱第2の5(3)に定める「特色ある幼児教育振興事業」(以下「幼児特色事業」という。)は、当該年度に行う幼児教育の質の向上を図る特色ある取組として、次に掲げる措置を講じている幼稚園等を設置する学校法人等に対し、次のとおり補助金を交付する。

① 補助対象経費

次に掲げる経費を除いた経費とする。

ア 本務教員の本俸、期末手当等の賞与及び毎月決まって支給される手当等に係る経費

イ 設備の整備に要する経費

ウ 過年度において整備した設備等の維持又は補修に要する経費

エ 借入金等利息支出に係る経費

オ 学校法人会計(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園にあっては、社会福祉法人会計。)

で処理されない収入により一部又は全部が充当される経費

カ その他幼児特色事業に要する経費として適当であると認められないもの

② 補助対象となる取組

次に掲げる取組とする。

ア 次世代を担う人材育成の促進

イ 次期学習指導要領に向けた取組の促進

ウ 教育相談体制の整備

エ 職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進

オ 健康・安全・食に関する教育の推進

カ チーム学校の推進

キ 上記以外の幼児教育の質の向上を図る特色ある取組

③ 補助金の額

補助金額は、②に掲げる区分毎の補助対象経費の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)を合計して得た額(千円未満は切り捨て)以内の額とする。

ただし、他の幼稚園等に比し著しく多額の補助対象経費が申請された場合には、予算及び他の幼稚園等との均衡等を踏まえ所要の調整を行う場合がある。

④ 選定基準

交付の対象とする事業の選定に当たっては、次の事項等を勘案のうえ決定する。

ア 事業を実施することにより教育上期待される効果

イ 事業の適正な実施及び設備等の適正な管理又は利用に関する幼稚園等の運営の状況

6 補助金の交付時期

補助金の交付は、原則として3月全額前金払いとする。ただし、知事が必要と認める場合はこの限りでない。

7 提出書類

別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月27日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

別表

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
(交付申請時)			
1 私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金交付申請書	要綱で定める。	1部	別に定める。
2 私立学校振興費所要額調書（特色ある幼児教育等振興費）	要綱で定める。		
3 特色ある幼児教育等振興費（財務状況の改善）事業計画調書	別紙1		
4 特色ある幼児教育等振興費（幼稚園教諭に係る一種免許状保有の促進）事業計画調書	別紙2		
5 特色ある幼児教育等振興費（特色ある幼児教育振興）事業計画調書	別紙3		
6 収支予算	別紙5		
(前金払請求時)			
私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金前金払請求書	要綱で定める。	1部	別に定める。
(事業完了時)			
1 私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）実績報告書	別紙6	1部	別に定める。
2 私立学校振興費所要額調書（特色ある幼児教育等振興費）	要綱で定める。		
3 特色ある幼児教育等振興費（財務状況の改善）事業実績調書	別紙1		
4 特色ある幼児教育等振興費（幼稚園教諭に係る一種免許状保有の促進）事業実績調書	別紙2		
5 特色ある幼児教育等振興費（特色ある幼児教育振興）事業実績調書	別紙3		
6 特色ある幼児教育等振興費（特色ある幼児教育振興）事業成果調書	別紙4		
7 収支決算	別紙5		

## 別紙1

### 学校法人等における補助金の減額について

#### 1 減額の対象

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為等に違反した場合
- (2) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合
- (3) 学校法人等の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合
- (4) 会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合
- (5) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人等の運営の適正な執行を期しがたい場合
- (6) 教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合
- (7) 補助金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合
- (8) その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

#### 2 減額の範囲

- (1) 5割の範囲内とする。
- (2) 前記1の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく適正を欠くため、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたい場合又は補助金の交付の目的を達成することができないと認められる場合は、これを交付しないものとする。  
なお、補助金の交付の決定又は交付があった後においても適用があるものとする。

## 別紙2

### 補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについて

- 1 別紙1の2の（2）に規定する事由（別紙1の1の（2）に該当する場合を除く。）に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人等（以下「補助対象外法人等」という。）については、当該措置を講じた年度の翌年度以降4年間、補助金を交付しないこととする。

ただし、補助対象外法人等が、当該事由に関し、改善に向けて自主的な努力を行い、かつ、その実績が顕著であって、当該法人等に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められる場合は、補助対象外法人等とする措置を講じた年度の翌々年度以降、その取扱いの基準を緩和することができるものとする。

- 2 前記1ただし書の規定により、取扱いの基準を緩和された補助対象外法人等（以下「基準緩和法人等」という。）については、前記1の期間内に限り、4に規定する補助金の算定方法により算出した額に次の表に定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た額を補助金として交付することとする。

区分	率
基準を緩和した年度	0.25
基準を緩和した年度の翌年度	0.50
基準を緩和した年度の翌々年度	0.75

なお、補助金の交付に当たっては、知事が必要と認める書類の提出を求めることがある。

- 3 基準緩和法人等が、別紙1の2の（2）に規定する事由に該当することとなった場合、当該年度に係る補助金を交付しないこととし、その状況に応じ、前記1のただし書の規定による取扱いの基準を緩和する措置を取消すことができるものとする。